

税の申告に使えます！ 社会保険料控除のご案内

平成27年中に納めた国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付額は、所得税や市・県民税の確定申告等で「社会保険料控除」の一部として使用できます。なお、申告の際には次の書類が必要ですので、事前の準備をお願いします。

●申告の際に必要な書類

対象	必要な書類
・国民健康保険税を納めた方 ・介護保険料を納めた方のうちで65歳以上の方 ・後期高齢者医療保険料を納めた方	○年金から特別徴収(天引き)されている方(本人のみ)： 年金保険者から送付される源泉徴収票 ※1月下旬までに送付 ○納入通知書で納付の方(負担者)：各個人で保管されている領収書 ○口座振替で納付の方(負担者)：市から送付される口座振替分の納付済通知書 ※1月下旬に送付

年金から特別徴収(天引き)されている以外の方で、1年間の納付額が不明の場合、市が発行する保険料(税)の納付証明書が確定申告等に利用できます。原則、本人または同一世帯の方(代理人の場合は委任状等が必要)が、次の窓口で申請をお願いします。

●市で発行できる証明書

証明書の種別	申請する窓口
①国民健康保険税納付証明書	収納課(歴史文化伝承館1階) ☎22-2210 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田 ☎77-1113 大滝 ☎55-0863 荒川 ☎54-2111
②介護保険料納付証明書	高齢者介護課(歴史文化伝承館1階) ☎25-5205 ※介護保険被保険者証を持参してください。 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田 ☎72-6082 大滝 ☎55-0865 荒川 ☎54-2116
③後期高齢者医療保険料納付証明書	保険年金課(歴史文化伝承館1階) ☎25-5201 吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課 吉田 ☎72-6082 大滝 ☎55-0863 荒川 ☎54-2395

※①～③の証明書は、事情により窓口での申請が難しい場合、電話申請によりご自宅への郵送も可能ですが、発送は後日となります。

65歳以上の介護認定者のうち、障がい者と同等程度の方に、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。
この認定書を持参することにより、確定申告等の際、本人または扶養者の税金が減額になる場合があります。

障害者控除対象者認定書を交付します

現在、秩父市には介護サービス調査相談員が5人います。相談員は毎月サービスを提供する事業者や利用者宅を訪問し、介護サービスを利用している方が日頃抱えている疑問や不安の相談を受け、事業者と調整を行います。相談員には守秘義務が課せられていますので、お気軽にご相談ください。
なお、相談員の訪問を希望する方は、高齢者介護課へご連絡ください。

介護サービス調査相談員をご存知ですか。

高齢者介護課からのお知らせ
問 高齢者介護課 ☎25-5205
吉田・大滝・荒川総合支所介護保険担当
吉田 ☎72-6082
大滝 ☎55-0865
荒川 ☎54-2116

個人番号カードは、申請された方に、平成28年1月以降、順次交付する予定です。交付のご案内を送付する予定です。しばらくお待ちください。
問 市民課 ☎22-5348

個人番号カードの交付が始まります

防災対策のためにご寄附いただきました



秩父市歯科医師会創立80周年記念式典の席で、災害時避難所へ避難してきた方のためのおーラルケアセット(歯ブラシやデンタルリンス、キシリトールガムなど)をご寄附いただきました。災害時に活用させていただきます。ありがとうございました。
問 危機管理課 ☎22-2206

対象 平成27年中に要支援2または要介護1から5の認定を受けた65歳以上の介護認定者(障害者控除の対象にならない場合もあります)。すでに障害者手帳等の交付を受けている方は申請の必要はありません。
申請方法 本人または代理人の方が「介護保険被保険者証」を持参の上、高齢者介護課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課で申請してください。